全私保連ニュース

《令和3年度 11号〈再訂正版〉2月9日発行》

※賃金改善計画書様式1について解説した部分(2ページ)において、旧様式の番号を記載して おりました。新様式の番号を併記しましたのでご確認をお願いいたします。

※同部分、参照番号に訂正がありました。ご確認をお願いいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の 取り扱いについて(FAQver.2 より)

今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、経済対策として保育士等の賃金を3%程度(9,000円程度)引き上げる為の措置及び、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与改定に伴う、令和4年4月からの公定価格減額分についての補填が含まれています。

令和4年2月4日時点版のFAQが公表されましたので、賃金改善計画書の作成にあたっては下記の点に留意していただくようお願いいたします。

①保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善(3%程度:9,000円程度)について 【賃金改善部分】

- 〇こちらの取り扱いについては、平均児童数の算出及び示された単価で合計額を計算。
- ○社会保険料事業主負担分を見込んで、差し引いた分を職員へ配分する。
- 〇令和4年(令和3年度)2・3月分については、一時金等での対応も可能。
- 〇令和4年4月以降9月までは、基本給又は決まって支給される手当等にて支給。

上記については取り扱いの変更がありません。

②令和3年人事院勧告に伴うボーナス▲0.15月分減額の対応について 【国家公務員給与改定対応部分】

今回の臨時特例事業では、令和3年度及び令和4年度の職員の賃金水準を維持する事が要件となっています。

一方、令和4年4月からは、令和3年人事院勧告に伴い、ボーナス▲0.15ヶ月分が減額された公定価格の単価となり、運営費(人件費分)が0.9%減額となります。

この減額の補填としての「国家公務員給与改定対応部分」となりますので、職員への配分は必要ありません。この部分は減額となった運営費の保育事業者への補填という事になります。

②については、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係る FAQ(令和 4 年 2 月 4 日時点版)、2-10 に明記されました。

≪賃金改善計画書の記入について≫

上記の事から、計画書(様式1)及び賃金改善内訳(職員別内訳)の記載については、国家公 務員給与改定対応部分で算出された金額は含めないで記入してください。

様式1において、1.補助額 ⑨ (旧様式では⑬) 調整後補助見込額(賃金改善部分)の合計 と、2.賃金改善額 ⑦ (旧様式でも⑦) 賃金改善額合計 (職員への配分額合計)を比較して、「賃金改善額」が上回っていれば大丈夫です。

1.補助額 ⑧ (旧様式では⑫) 補助見込額 (国家公務員給与改定対応分) の金額を記入する 部分については、算出された額を記入しますが、この部分については特に増減比較する事はありません。

(内閣府確認済み)

全国私立保育連盟常務理事 望月昌幸

※ 全私保連ニュースのFAX配信をメールのみの配信に希望される場合は、下記メールアドレスまでお知らせ下さい。

E-mail: ans@zenshihoren.or.jp